

平成29年3月1日

第219号

まとい

火事・救急・救助は
局番なし「119」
町名・目標物を
はっきりと

編集 桑名市消防本部予防課
発行 桑名防火協会
桑名危険物安全協会
桑名市大字江場7番地
(桑名市消防本部内)
☎(fax) 0594-24-0135

春の火災予防運動

3月1日(水)～3月7日(火)



文化財防火訓練(桑名市東方 照源寺)

火災統計

過去5年間の火災件数と建物火災の推移

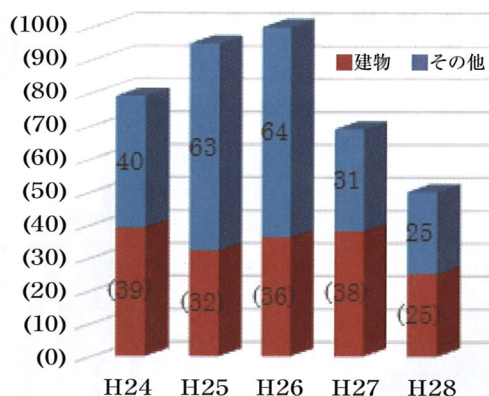
火災件数		桑名市	いなべ市	木曽岬町	東員町
平成24年	79 (39)	45 (24)	26 (10)	3 (2)	5 (3)
平成25年	95 (32)	66 (24)	20 (3)	3 (2)	6 (3)
平成26年	100 (36)	57 (19)	28 (10)	1 (1)	14 (6)
平成27年	69 (38)	32 (20)	18 (9)	5 (3)	14 (6)
平成28年	50 (25)	34 (18)	11 (7)	0 (0)	5 (0)
平均	79 (34)	47 (21.0)	21 (7.8)	2 (1.6)	9 (3.6)

()内は、建物火災件数

○平成28年中の建物火災

平成28年中の火災件数は前年より19件、過去5年間の平均では29件減少しました。建物火災についても現在の組織体制となった平成3年以降で最も少なく、木曽岬町では昭和59年に消防事務委託を受けてから初の年間「0件」でした。管内で発生した建物火災もこれまでに最も少ない件数でしたが、2月から3月にかけ

火災件数と建物火災



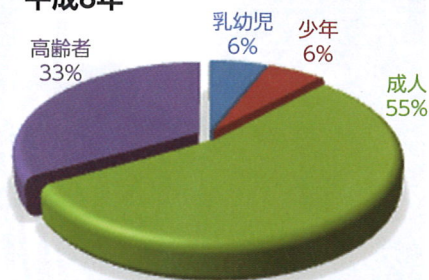
救急統計

○平成28年中の救急件数

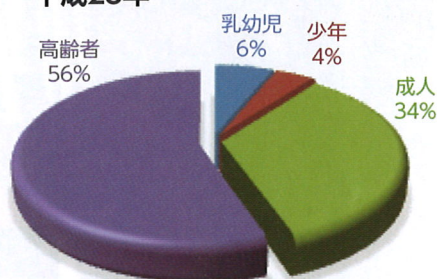
救急車の出動要請は毎年増え続け、平成27年全国統計では一年間に六百万件を超えました。桑名市消防本部においても例外なく増え続けており、昨年は8726件8160人が搬送されています。いずれも過去最高値となり、10年で約2000件増加しています。搬送者のうち約

けては過去5年間の平均値と比較しても、ほぼ同件数でした。この季節は風が強く空気も乾燥しています。火気を取扱う機会も多くなり年間を通して一番発生しやすい季節です。近年は、電気製品の使用環境等が原因で火事になるケースが目立つようになりました。

平成8年



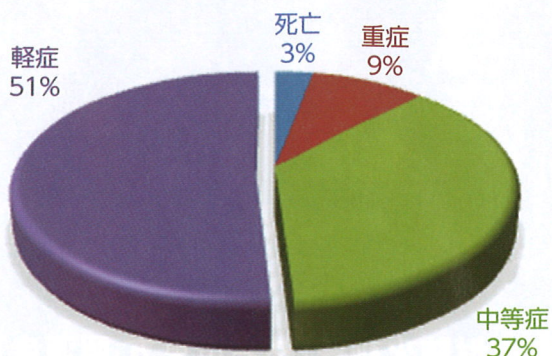
平成28年



○適正利用にご協力を！

通常11番で救急要請を受けると、管内の最も近い消防署（分署）から出動することになりますが、近年出動要請の著しい増加により同一地区から同時時間帯に通報を受けることも少なくありません。このような場合は遠方に待機する救急車が出動することになり、想定以上の時間を要することになってしまいます。限りある搬送資源を真に救急車を必要とする方のために救急車の適正利用にご協力ください。

傷病程度の分類と比率 (データは平成27年中)



下での作業はなるべく控えるように心がけてください。

★熱中症

昨年、熱中症又はその疑いで約100人が搬送されました。そのうち半数が高齢者でした。搬送者の中では重症患者はいませんが、全国統計では重篤な状態で搬送されることも少なくありません。こまめな水分補給と栄養管理、炎天下

消防通信

〇電気火災を防ごう！

暮らしの中で日常使われている電気製品の使用環境の問題で、桑名消防管内で発生（全焼）した火災を取り上げてみました。

火災予防のポイントを参考に身近な電気火災を防ぎましょう。

★コンセントからの出火事例

この建物火災の火元は、普段は火の気のない居間から出火しました。原因はテーブルタップ（延長コード）に差し込まれた電気器具の差込プラグが短絡（※トラッキング現象、その火花が周囲の可燃物に引火し火災に至りました。この火元となったテーブルタップには10年ほど前から電気器具の電源プラグが差し込まれたままの状態、周囲にはゴミや古新聞等が乱雑におかれていました。この状況下で何らかの原因で発生したトラッキング現象による火花が、周囲のゴミ等に燃え移り火災に至ったものと考えられます。

※トラッキング現象

家具等の裏側のコンセントには長期間差し込まれたままの状態が多く、ほこりが溜まっけていても気が付きません。そのほこりが空気中等の水分を吸収することで通電しやすくなりプラグの刃と刃の間で放電が発生

し、絶縁部分に

電気が流れる道

が作られていき

ます。この部分

を電気が流れる

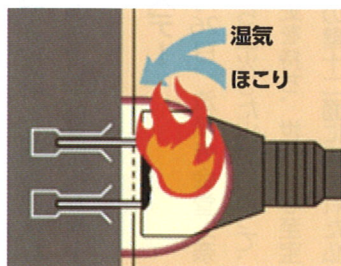
と発熱し易く、

やがて発火に至

ることがありま

す。この現象を

「トラッキング」といいます。



★火災予防のポイント

事例の火災ではトラッキング現象が起こりやすい状況下にあったと考えられます。特に気を付けたいのはテレビ、冷蔵庫や洗濯機などの電源プラグは目に見えないところのコンセントを使用しているケースが多く、事例のような危険が迫っているかもしれません。

トラッキング現象は電源スイッチのオン・オフに関係なく発生します。長期間差し込まれた状態のコンセントは、月に一度は点検しましょう。

〇セルフスタンドを

安全に利用するには

ドライバー自身が給油するセルフ方式のガソリンスタンドは、年々設置箇所が増え、身近な存在となっています。安全機能は設けられていますが、取扱方法を誤ると思わぬ事故につながります。特にガソリンは、引火しやすいので大変危険です。

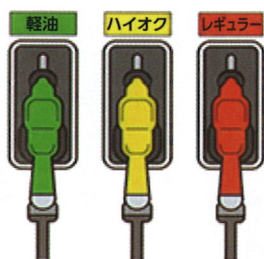
次の点に十分注意して、安全な給油作業を心掛けましょう。

★エンジン停止！

白線等で示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。

★油種の確認！

給油する自動車に適した油種を確認しましょう。



走行中にトラブルが発生します。

★静電気除去シートにタッチ！

静電気火花が発生するかもしれません。給油する前には必ず「静電気除去シート」に触れ、体に溜まっている静電気を取り除いてから自動車の給油口キャップを開けましょう。

★注ぎ足し給油をしない！

満タンになると自動的に給油は停止します。この後に注ぎ足し給油をする、燃料が給油口の外に吹きこぼれることがあります。

〇心肺蘇生法を

身に付けませんか！

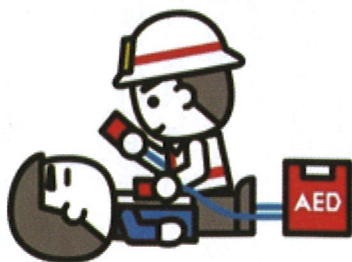
桑名市消防本部防災指導課では、事業所や市・町民の皆さまを対象に救命に必要な応急手当を習得していただくための

「普通救命講習会」を定期に開催しています。

★救える命はみんなで救おう

「AED」ってご存知ですか。数年前、長島町で開催されたシティマラソンに参加していた56歳の男性は、スタート直後に突然倒れ心肺停止状態となりました。これに気づいた大会ボランティアの方によりAEDを活用した心肺蘇生を実施。

幸い発見が早くて確な救命処置と素早い連携による救急車の要請などによつて一命を取り止めることができました。今では「AED」の普及率は著しく公共施設や大規模な事業所等だけでなく、日常生活の身近な所でも見かけるようになりました。「AED」は緊急時に誰でも自由に使用できるように設置してあります。緊急時に直面した時、心肺蘇生法を身に付けていれば躊躇なく行動を起こせることでしょう。その勇気が生存率はもちろん、社会復帰の希望へと繋がるからです。講習会では心肺蘇生法だけでなく、救命に関する総合的な対処方法を学んで貰います。普通救命講習会参加し、「心肺蘇生法」を身につけましょう。



17文化財防火デー消防訓練



桑名市指定文化財の山門

それぞれの地域には、歴史的に貴重な建築物、芸術的に優れた美術工芸品等、数多くの文化財があり、これら住民共通の貴重な財産である文化財を火災はもとより、地震等による災害から守り後世に伝えていく責任があります。

平成29年1月24日（火）桑名市東方1368照源寺において文化財をはじめ貴重な建築物等を火災から守るための消防訓練を実施、

消防車両5

台と関係者

約50人が参

加しました。

当日はこの冬一番の強い寒気団が日本列島



を包み、三

重県北勢地

方において

も積雪によ

る影響が出

ていました。

訓練中も時

折雪が舞う

中、本堂か

らの出火を

想定し、住職及び訪れていた檀家の方々

や付近住民との連携による初期消火及び

避難誘導訓練、地元消防団員は水幕ホー

スで延焼防止、消防本部は梯子車から本

堂を俯瞰注水するなど総合的な消防訓練

を実施。また、訓練の最後には桑名市女

性消防団員の指導による消火器の取扱い

訓練を地元園児（桑名市立桑陽保育所

及び津田桑名幼稚園児合計162人）を交え、

防火・防災意識の高揚に努めました。

※照源寺には、桑名城主松平家統の墓

所が三重県の指定、山門及び日本風景

図が桑名市の指定文化財として登録され

ている他、歴史ある貴重な寺宝等が数多

くあります。

★文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂（奈良県生駒郡）から出火した火災によって、1300年の歴史を持ち、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏



画の大半が焼損しました。

その後も文化財の焼失等が相次いだため、このような被害から文化財を守ると

ともに、文化財愛護に関する意識の高揚

を図るため、昭和30年から、消防庁と文

化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損し

た1月26日を「文化財防火デー」と定め

られました。

○緊急通行に

ご理解とご協力を

自動車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができずか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。そのため、道路交通法に

おいては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車により安全に通行するためには、一般車両の協力が不可欠です。自動車などの

運転中に緊急自動車接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。

道路交通法では、次のように定められています。

★交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。

★交差点又は

その付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

緊急車が近づいたら、交差点を避け、進路を譲ってください。

